

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 令和5年6月北九州市議会定例会の招集【総務局総務部総務課】

2

- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】

3

◇ 公 告

- 物品調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】

7

北九州市告示第 2 3 4 号

令和 5 年 6 月北九州市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 5 年 5 月 2 5 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 期日 令和 5 年 6 月 1 日
- 2 場所 北九州市議会議事堂

北九州市告示第 235 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 25 日

北九州市長 武内和久

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 093-582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和 5 年 4 月 6 日	北九州市門司区西海岸一丁目 3 番 西海岸自転車保管所
	1 台	令和 5 年 4 月 24 日	
J R 門司港駅周辺地区自	1 台	令和 5 年 4	

自転車放置禁止区域		月 6 日	
門司区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 5 年 4 月 20 日	
	1 台	令和 5 年 4 月 24 日	
J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	10 台	令和 5 年 4 月 14 日	北九州市小倉北区青葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
	25 台	令和 5 年 4 月 20 日	
	8 台	令和 5 年 4 月 26 日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	4 台	令和 5 年 4 月 24 日	
小倉北区自転車放置禁止区域外	3 台	令和 5 年 4 月 4 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	1 台	令和 5 年 4 月 6 日	
	4 台	令和 5 年 4 月 7 日	
	2 台	令和 5 年 4 月 11 日	
	1 台	令和 5 年 4 月 12 日	
	1 台	令和 5 年 4 月 14 日	
	1 台	令和 5 年 4 月 17 日	
	2 台	令和 5 年 4 月 24 日	
	1 台	令和 5 年 4 月 26 日	
J R 下曾根駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和 5 年 4 月 17 日	北九州市小倉南区八重洲町 16 番 八重洲自転車保管所

小倉南区自転車放置禁止区域外	2台	令和5年4月4日	北九州市小倉南区下城野一丁目1番 下城野自転車保管所
	2台	令和5年4月5日	
	3台	令和5年4月7日	
	1台	令和5年4月10日	
	5台	令和5年4月21日	
若松区自転車放置禁止区域外	3台	令和5年4月28日	北九州市若松区響南町8番 小石自転車保管所
JRスペースワールド駅周辺地区自転車放置禁止区域	4台	令和5年4月21日	北九州市八幡西区大字藤田2319番6 藤田自転車保管所
八幡東区自転車放置禁止区域	1台	令和5年4月4日	
JR折尾駅周辺地区自転車放置	11台	令和5年4月19日	北九州市八幡西区長崎町2番 長崎町自転車保管所
JR本城駅周辺地区自転車放置	10台	令和5年4月27日	
JR陣原駅周辺地区自転車放置	2台	令和5年4月25日	
八幡西区自転車放置禁止区域外	2台	令和5年4月10日	北九州市八幡西区大字藤田2319番6 藤田自転車保管所
	2台	令和5年4月11日	
	4台	令和5年4月12日	
	3台	令和5年4月20日	
	3台	令和5年4月24日	

	1 台	令和 5 年 4 月 2 6 日	
	6 台	令和 5 年 4 月 2 8 日	
J R 九州工大前駅周辺地 区自転車放置禁止区域	2 0 台	令和 5 年 4 月 1 8 日	北九州市戸畑区三六 町 1 3 番 三六自転車保管所
J R 戸畑駅周辺地区自転 車放置禁止区域	3 台	令和 5 年 4 月 7 日	
戸畑区自転車放置禁止区 域外	2 台	令和 5 年 4 月 2 1 日	
	3 台	令和 5 年 4 月 2 8 日	

北九州市公告第350号

次の物品について、一般競争入札により物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年5月25日

北九州市長 武内和久

1 調達内容	購入品目及び数量	小型動力ポンプ付積載車 5台
	購入物品の仕様	仕様書に定めるとおり
	履行期限	令和6年1月26日
	納入場所	北九州市消防訓練研修センター（北九州市小倉北区東港一丁目2番5号）
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	有資格業者名簿（注1）に記載されていること。
	所在地	有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
	実績	令和3年度以降において、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した1件160万円を超える物品等供給契約における指名の実績又は契約の履行実績（随意契約によるものを含む。）があること。
	その他	（1）本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 （2）物品を納入後、修理、点検、保守その他のアフターサービス及び部品供給について、長期にわたり適正かつ迅速に行える体制が整備されていること。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで（最終日午後2時まで）
4 競争参加資格確認申請書提出期間	この公告の日から令和5年6月15日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	令和5年6月27日から同年7月4日まで（注2）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月5日午前9時から午後2時まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和5年7月5日午後2時10分
7 入札及び契約に関する条件	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の5以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	入札方法	総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。
	電子入札案件	この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。
8 落札者の決定方法	契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。	
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1）この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札 （2）競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札 （3）契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 （4）北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
10 その他	（1）この調達に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 （2）入札説明書及び仕様書は、北九州市技術監理局契約部ホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難い場合は、第3項に示す場所及び期間において無償で交付する。 （3）この入札に係る競争参加資格確認通知を受けていない者は、当該入札に参加することができない。 （4）原則として、入札者名義のICカード（注3）を取得し、北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していること。 （5）この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2017）とする。	

- 注1 北九州市物品等供給契約の競争参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。
- 注2 この公告第3項から第5項までに規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。
- 注3 北九州市電子入札用電子証明書（ICカード）登録要領第3条に規定するICカードをいう。